

環 盛 第 39 号
環 生 第 59 号
令和 7 年 5 月 23 日

関係団体の長 様

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課長
生活環境課長

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例に係る
申請等の手引き等について

日頃から本県の環境行政の推進につきまして、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
県では、静岡県盛土等の規制に関する条例の一部改正を行い、令和 7 年 5 月 26 日から、
静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例による規制を開始します。

つきましては、別添 1～5 のとおり関係資料をお送りします。県生活環境課ホームページにも掲載していますので御確認ください。

会員の皆様に対して、このことを周知していただきますようお願いいたします。

記

1 添付資料

- ・【別添 1】静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例
- ・【別添 2】静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例施行規則
- ・【別添 3】申請等の手引き
- ・【別添 4】届出等の記載例
- ・【別添 5】Q & A

2 県生活環境課ホームページ

「盛土等による環境の汚染の防止に関する条例（盛土環境条例）について」

Q & A等は順次更新し、ホームページに掲載します。



担 当 生活環境課大気水質班 金田
電話番号 054-221-2253